

病院事業庁医療事故の包括的公表について

平成17年6月8日
三重県病院事業庁

「三重県病院事業庁医療事故等公表基準」に基づき、平成16年度に三重県立病院で発生した医療事故で包括的に公表する事例は、次のとおりです。

病院名	発生月	レベル	事故の状況・原因・対応策	事故にかかる治療内容	患者の身体状況
総合医療センター	7月	1	<p>高熱及び経口摂取不良による脱水症状が認められたため、右手背から水分等の補給の点滴を行っていたところ、点滴漏れによる右手背の静脈留置針を刺した位置を中心とした皮膚（約5cm）に変色と水泡が認められ、右手背部の皮膚の一部を壊死させるに至った。</p> <p>輸液が血管外に漏れたことによる血行障害が主要な原因と考えられ、巡回時の点滴中の患者への観察が視認に止まり、触診が十分ではなかった。</p> <p>病棟の点滴管理マニュアルを見直し、巡回時における点滴中の患者様への確認作業を具体的に記載するとともに、チェック表により確認漏れを防ぐこととした。また、病院全体で点滴管理を再点検し、院内点滴管理基準の見直しなどを行い、その徹底を図った。</p>	<p>形成手術のできる他病院で右手背の手術を行った。手術痕を薄くするため通院加療中である。</p>	<p>手術痕を加療中。</p>
	10月	1	<p>病室で吸引瓶を交換する際、看護師が誤って吸引瓶をベッドに横臥していた患者の額に当ててしまい、右額部を負傷（約3.5cm）させた。</p> <p>患者の安全に対する注意不足であり、患者の体躯上を交差するような物の移動や操作・処置をしないように気をつける必要があった。</p> <p>看護師のミーティングや看護師長会で報告し、注意喚起した。また看護の基本であるので、教育研修でも徹底する。</p>	<p>右額部の傷に5針施行した。</p>	<p>1週間後に全抜釘し、治癒した。</p>
志摩病院	6月	1	<p>臍がジュクついているとのことで来院したため、看護師が硝酸銀の塗布による処置を行い帰宅した。</p> <p>同日夜、家人が左腹部から左腰部にかけて直径約10cmの灰白色の皮膚病変に気づき、再度受診した。</p> <p>皮膚の外観と経過から硝酸銀によるものと考えられる。</p> <p>硝酸銀が臍部に滴下された生理食塩水と十分に中和されずに側腹部に流出したか、尿により拡散し、オムツの保水性がよいことからゆっくりと皮膚に刺激を与え続けたことが考えられるが、確証はない。</p> <p>今後、臍処置については、消毒用エタノールで消毒することにし、硝酸銀を使用する場合は、小児科医が行うこととする。</p>	<p>外用薬塗布による通院治療を数日間行った。</p>	<p>同月内に治療を終了した。</p>